

生徒指導上のキーワードを読み解く

～佐世保と南幌の女子高校生事件を通して～

北海道師範塾「教師の道」 副塾頭 鈴木重男

はじめに

平成26年、女子高校生による重大な事件が発生しました。長崎県佐世保市での女子同級生殺害事件と北海道南幌町での祖母・実母殺害事件である。この両事件は、現代的世相の下で起きた事件であり、生徒指導の立場で、共通した解決すべき課題が見て取れる。一つは自己指導能力の未熟さ、二つは恥ずべき児童虐待の急増、三つは学校と関係機関との連携の不十分さ、四つは社会がもたらす家庭の教育力の低下である。本稿は、この四点について、学習指導要領を踏まえて、学校での生徒指導を充実する方策を得るための学習指導要領解説や文部科学省の通知等、各種資料を整理するものである。



1 生徒の自己指導能力の未熟さ

生徒指導の目的とするところは、児童生徒が自らの将来を自らの力で、自信を持って正々堂々と社会の中で活躍し、自己実現を図るための自己指導能力を育成することである。

しかし、事件を起こした二人の女子高校生の自己指導能力は、事の重大さを予測することの無いまま、自らの行動にブレーキをかけることができないほどに未熟であった。

学校教育において、生徒指導は児童生徒の人格形成のために、学習指導と共に両輪として重要な意義をもつものである。その生徒指導の位置付けは、中学校学習指導要領解説¹に次のように述べている。

学校教育において、生徒指導は学習指導と並んで重要な意義をもつものであり、また、両者は相互に深くかかわっている。各学校においては、生徒指導が、一人一人の生徒の健全な成長を促し、生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、その一層の充実を図っていくことが必要である。

(1)自己指導能力とは

では「自己指導能力」とは、具体的にどのような能力なのだろうか。児童生徒が自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力は、中央教育審議会「道徳に係る教育課程の改善等について(答申)～平成26年10月～」²が述べているところの「児童生徒一人一人が将来に対する夢や希望、自らの人生や未来を切り拓いていく力」と考えることができる。

道徳教育を通じて育成される道徳性、とりわけ、内省しつつ物事の本質を考える力や何事にも主体性をもって誠実に向き合う意志や態度、豊かな情操などは、「豊かな心」だけでなく、「確かな学力」や「健やかな体」の基盤ともなり、「生きる力」を育むものである。学校における道徳教育は、児童生徒一人一人が将来に対する夢や希望、自らの人生や未来を切り拓いていく力を育む源となるものでなければならない。

この自己指導能力について、より具体的に、坂本昇一氏³は次のように定義づけている。

自己指導能力とは、その時、その場で、どのような行動が適切であるか、自分で判断し、決定して実行する能力

(2)自己指導能力の育成

この自己指導能力の育成について、文部科学省「生徒指導資料第20集 生活体験や人間関係を豊かなものとする生徒指導—いきいきとした学校づくりの推進を通じて—」⁴は、自己選択、自己決定、自己責任の経験の積み重ねが大事として、次のように述べている。

自己をありのままに認め(自己受容)、自己に対する洞察を深めること(自己理解)、これらを基盤に自らの追求しつつある目標を確立し、また明確化していくこと、そしてこの目標の達成のため、自発的、自律的に自らの行動を決断し、実行することが含まれる。そして児童生徒が、ダイナミックな日常生活のそれぞれの場でどのような選択が適切であるか、自分で判断して実行し、またそれらについて責任をとるといった経験を広く持つことの積み重ねを通じて自己指導能力はその育成が図られる。

また、生徒指導提要⁵では、自己指導能力の育成について、計画的な指導が求められるとして、次のように述べている。

自己指導能力をはぐくんでいくのは、学習指導の場を含む、学校生活のあらゆる場や機会です。授業や休み時間、放課後、部活動や地域における体験活動の場においても、生徒指導を行うことが必要です。その際、問題行動など目前の問題に対応するだけにとどめることがないようにする必要があります。発達の段階に応じた自己指導能力の育成を図るには、各学校段階や各学年段階、また年齢と共に形成されてくる精神性や社会性の程度を考慮し、どの児童生徒にも一定水準の共通した能力が形成されるような計画的な生徒指導が求められます。

他方で、個々の児童生徒の発達状況を踏まえた個別の指導や援助も大切です。足りない部分を補ったり、望ましい部分をさらに伸ばしたりといったことも求められるからです。

共通性を基盤に据えつつ個性のさらなる伸長を図っていくためには、学校が組織として計画的に生徒指導を行っていくことが必要なのです。教育課程全体の中で生徒指導がどのように位置付けられ、実際に行っていけばよいのかについて考えておくことが重要です

(3) なぜ自己指導能力が未熟か

自己指導能力は、学校の中だけで培うのではなく、その根源的な部分は、道徳性とも深くかかわることから、各家庭において親の無償の愛情の下ではぐくまれるものである。しかし、この自己指導能力をはぐくむための家庭や地域社会が、十分に、その機能を果たしていない現状がみられる。このことについて、中学校学習指導要領解説「道徳編」⁶は、次のように述べている。

(1) 社会全体のモラルの低下への対処

第1は、生徒が感化され影響を強く受ける社会全体のモラルが低下していることである。生徒の道徳性の育成に、大きな影響を与えている社会的風潮として次のようなものが挙げられる。

① 社会全体や他人のことを考えず、専ら個人の利害損得を優先させる。

- ② 他者への責任転嫁など、責任感が欠如している。
- ③ 物や金銭等の物質的な価値や快楽が優先される。
- ④ 夢や目標に向けた努力、特に社会をよりよくしていこうとする真摯な努力が軽視される。
- ⑤ じっくりと取り組むことなどのゆとりの大切さを忘れ、目先の利便性や効率性を重視する。

このような社会的風潮は、社会全体の規範意識を低下させ、それが生徒の豊かな心の成長にも影を落とし、生徒が本来もっている人間としてよりよく生きようとする力をも弱めさせかねない状況にもある。これらの問題を直視し、その改善に努めるとともに、子どもが多様な人々との豊かななかかわりの中で健全な心をはぐくまれるように努める必要がある。

(2) 家庭や地域の教育力の低下への対処

第2は、家庭や地域社会が今日に至るまでに果たしてきた教育機能を著しく弱めていることである。このことは、上記の社会的風潮の変化と密接にかかわっている。

すなわち、基本的なしつけや人間としてしてはならないことについての指導や善悪の判断、そして思いやりや譲り合いの精神などは、本来家庭や地域ではぐくまれてきた。しかし、大人には、自信をもってそれらを子どもに伝え教えることを躊躇する傾向も見られる。今日の家庭においては、少子化、核家族化が進み、兄弟姉妹間の切磋琢磨の機会の減少、親の過保護な傾向、我が子への過度な期待などが、子どもの基本的な生活習慣の確立、自制心や規範意識の醸成、生活の自立や社会的自立に向けての成長などを阻む要因にもなっている。また、産業構造の変化や都市化などにより地域に根ざした共同体も弱体化の方向に加速し、子どもを社会の一員として見守り、育てる力が弱まっている。

家庭や地域社会の現状を踏まえつつ、社会全体で子どもの成長を見守り、心を豊かにはぐくんでいく必要がある。

(3) 社会体験、自然体験の不足への対処

第3は、生徒の社会体験や自然体験、親や教師以外の地域の大人や異年齢の子どもたちの交流の場が著しく不足していることである。情報通信の発達やライフスタイルの変化などの社会の変化に伴って、そのような直接体験が著しく減少しつつある。

現代社会は物が豊富にあり、工業製品などが生活のあらゆる面に浸透し、個人主義的風潮が強まっている。生徒の道徳性は、豊かななかかわりを通してはぐくまれるが、そのかかわりに極端な偏りがあるといわれる。また、人工的・機械的なものとのかかわりを深めても道徳性はなかなかはぐくまれにくいという特性がある。豊かな道徳性の育成には、直接、人と人とが触れ合うことや自然や生き物とのかかわりを深めたり、職場体験活動やボランティア活動などの社会体験を充実させたりすることが不可欠である。学校や地域社会などにおいては、このような価値ある体験の機会を意図的につくっていくことが期待されている。

(4) 社会の変化に伴う様々な課題への対処

第4は、少子高齢化、情報化、国際化などの社会の変化が急速に進んでいることである。例えば、少子化の進行により、人口が減少し、若年者の割合が低下する一方で超高齢社会を迎えている。また、インターネットや携帯電話等を通じたコミュニケーションが更に進む一方で、その影の部分への対応も課題となっている。さらには、グローバル化が一層進む中で、異文化との共生がより強く求められるようになる。このほか、地球温暖化問題をはじめとする様々な環境問題の複雑化、深刻化、産業構造や雇用環境の変化といった社会状況への対応も必要である。

我が国の社会を公正で活力あるものとして持続的に発展させるためには、我々の意識や社会の様々なシステムにおいて、社会・経済的な持続可能性とともに、人として-他と調和して共に生きることの喜びや、そのために必要とされる倫理なども含めた価値を重視していくことが求められている。

これからの学校における道德教育は、こうした課題を視野に入れ、生徒が夢や希望をもって未来を拓き、一人一人の中に人間としてよりよく生きようとする力が育成されるよう、一層の充実が図られなければならない。

自己指導能力は、学校の持つ教育機能だけでは、十分に育成することができない。それは、長崎事件及び南幌事件の女子高校生の例が如実に物語っている。学校は、生徒指導上、児童生徒が親から愛情を持って安定的に養育されるよう働きかけることが大事である。そのためにも、校長・教頭は、先頭に立って、家庭教育の大事さを保護者に訴える必要がある。

2 恥ずべき児童虐待の急増

児童虐待は犯罪である。児童虐待は、児童生徒の身も心もズタズタにして、生ける屍のような状態に貶める許し難い行為である。「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」では、保護者がその監護する児童に対して行う虐待行為を「児童虐待」として、「身体的虐待」及び「性的虐待」、「ネグレクト（保護の怠慢）」、「心理的虐待」の4種として定めている。

厚生労働省⁷は、児童虐待の定義としてホームページで次の具体例を示している。

児童虐待の定義	児童虐待は以下のように4種類に分類されます。
身体的虐待	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV） など

長崎の当該女子生徒は「心理的虐待」「ネグレクト」、南幌の当該女子生徒は「身体的虐待」、「ネグレクト」と「心理的虐待」を保護者から受けていたと疑うことができる。

(1) 児童虐待防止法とは

「児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）」は、平成12年に施行され、その目的は、第1条に示されている。

第1条
児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義は、第2条に示されている。

第2条
この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。
一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

学校に対しては、児童虐待の早期発見の努力規定を第5条に、発見後の速やかなる通告の義務規定を第6条に示している。

第5条
学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。
2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。」と示されている。

第6条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

(3) 児童虐待の通告

文部科学省は、児童虐待の早期発見と早期の対応に係る通知⁸を、次の内容で発出している。

(1) 児童虐待の早期発見（「児童虐待の防止等に関する法律（平成12年5月24日法律第82号。）」（以下「児童虐待防止法」とする。）第5条第1項関係）

学校及び学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努める必要があることから、以下のことに留意して取り組むこと。

1. 幼児児童生徒の心身の状況の把握について（学校保健安全法第9条関係）

児童虐待の早期発見の観点から、幼児児童生徒の心身の健康に関し健康相談を行うとともに、幼児児童生徒の健康状態の日常的な観察により、その心身の状況を適切に把握すること。

2. 健康診断について（学校保健安全法第13条関係）

健康診断においては、身体測定、内科検診や歯科検診を始めとする各種の検診や検査が行われることから、それらを通して身体的虐待及び保護者としての監護を著しく怠ること（いわゆるネグレクト）を早期に発見しやすい機会であることに留意すること。

(2) 児童虐待への早期対応（児童虐待防止法第6条第1項関係）

児童虐待に係る通告について、児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合は、速やかに、これを市町村、児童相談所等に通告しなければならない。このため、児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても、早期対応の観点から通告を行うこと。

しかしながら、学校からの速やかなる通告が円滑になされていないことから、総務大臣から文部科学大臣に対して、児童虐待に係る速やかな通告を図ることとした勧告がなされ、このことを受けて文部科学省は、再度、次の通知⁹を発出している。

【児童虐待に係る速やかな通告を一層推進するための留意事項】

1. 一般的な主観により児童虐待が認められるであろうという場合は通告義務が生じること

総務省の調査の結果、別紙1のとおり、速やかな通告がなされなかったことについて、「児童虐待の確証がない」、「継続的な児童虐待の事実が認められなかった」、「児童が虐待者をかばう状態にあった」といった、児童虐待の確証を得る程度までに情報を収集できなかったことを理由とする事例が最も多くなっている。また、別紙2のとおり、小・中学校の担当者が勤務する学校において児童虐待に係る相談や情報提供について「抵抗がない」と感じる旨の回答が約7割にとどまる一方、「抵抗がある」と感じる旨の回答が約15%あり、その理由として、「学校は、校内で事実を把握し、誤報の可能性がなくなってから、通告すべきだとの考えであることが最も多く挙げられている。

このため、児童虐待防止法の規定により「虐待の事実が必ずしも明らかでなくとも、一般の人の目から見れば主観的に児童虐待があったと思うであろうという場合であれば、通告義務が生じること」、また、「こうした通告については、法の趣旨に基づくものであれば、それが結果として誤りであったとしても、そのことによって刑事上民事上の任を問われることは基本的には想定されないものと考えられる」こと（別紙3参照）について、教職員の認識が必ずしも十分でないことから、この点について、一層の周知を図る必要がある。

2. 児童虐待に係る保護者等への対応は市町村の児童福祉担当部署や児童相談所と連携して行うべきこと

速やかな通告がなされなかったことについて、別紙1のとおり、「児童虐待の状態が解消される見込みであった」、「地域でのサポートが効果的と考えた」、「（今後の対応上）「児童の心理状態を考慮した」といった、学校が、児童虐待を受けたと思われる児童生徒及びその保護者等に対応するうちに、通告する必要がないなどと考えたことを理由とする事例も多くなっている。学校生活等に課題等を抱える児童生徒を教育の観点から支援するため、学校が本人や家庭に働きかけることは当然であるが、児童虐待と思われる場合は、速やかに通告する法的義務が生じるため、学校は、速やかに通告するとともに、学校だけで状況判断して対応するのではなく、市町村の児童福祉担当部

署や児童相談所と連携して、保護者等への対応を図る必要があることについて、教職員に対して、一層の周知を図る必要がある。

3. 保護者との関係悪化を懸念して通告をためらわないこと

児童虐待に係る通告をすれば、学校が保護者等に対応する必要がなくなるものではなく、通告後も、児童相談所等と連携して、継続的な対応に努める必要があることはもちろんである。一方、別紙2のとおり、小・中学校担当者が、勤務する学校において児童虐待に係る相談や情報提供について「抵抗がある」と感じる理由として、「学校は、保護者との関係が悪化することを恐れる傾向にある」ことが多く挙げられている。このため、上記2のとおり、児童虐待に係る保護者等への対応は児童相談所等と連携して行うべきであって、当校は、保言者との関係悪化を懸念して通告をためらってはならないことについて、教職員に対して、一層の周知を図る必要がある。

また、児童生徒が気になる状態ではあるが、市町村の児童福祉担当部署や児童相談所への通告がためられる場合などにおいて、教育委員会を通じて市町村の児童福祉担当部 に対し、児童生徒等が抱える課題に対して学校が気づいた点等について早期に相談し、要保護児童対策地域協議会(要対協)等に登録して地域の幅広い関係機関とともに事例を検討することは重要な対応方策の一つである。この点についても、教職員に対して、一層の周知を図る必要がある。

4 児童生徒と保護者の双方の支援に資する通告の意義を改めて認識すること

児童虐待に係る通告に対する抵抗感に関して、保護者と児童生徒の利害対立として児童虐待をとらえる見方があるとすればそれは誤りであること、児童虐待は家族全体としての問題であって、これに係る通告は保護者と児童生徒の双方を支援する意義を有する行為であることを改めて認識すべきことについて、教職員に対して、一層の周知を図る必要がある。

5. 児童虐待を疑うきっかけを見逃さず、また、校内の連携を図ること

別紙2のとおり、意識調査において、小・中学校担当者が、特に多いと思う児童虐待を疑うきっかけが挙げられている。また、平成21年5月に文部科学省が作成、配布した教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」において、学校が児童虐待の疑いを持ってから通告までの流れを示した上で、児童虐待を疑うポイントが挙げられている(別紙4参照)。さらに、平成19年10月に文部科学省が作成、配布した「養護教諭のための児童虐待対応の手引」において、健康診断や保健室等での児童生徒への対応における児童虐待の早期発見の機会と視点とともに、教職員が一人で抱え込まず、管理職を始め、養護教諭、学校医・学校歯科医等を含めた校内連携を図る必要性等について述べられている。加えて、家庭環境等が児童虐待の発生に及ぼす影響に留意する必要がある。

これらを踏まえ、学校は、重篤な結果につながるおそれがあることを念頭において、迅速かつ組織的に対応する必要がある。このため、学校及び教育委員会は、管理職を始め教職員に対する児童虐待の早期発見、地域と連携した対応等について、児童相談所職員を講師に迎えるなどして研修等を積極的に実施するとともに、児童虐待の早期発見、早期対応に一層努める必要がある。

3 学校と関係機関との連携の不十分さ

生徒指導においては、学校の生徒指導に係る指導力の補強・補充をする視点での警察との連携と、家庭での教育力等の確保に資するスクールソーシャルワーカーとの連携が、より一層、大事になってくる。各学校においては、これまでの例にとられることなく、児童生徒の自己指導能力の育成を円滑に行うために、この両者との連携を進めることが重要である。

(1) スクールソーシャルワーカー(SSW)

スクールソーシャルワーカーは、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有しているため、問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境、特に家庭へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていくことを職務としている。

北海道教育委員会は、「平成25年度スクールソーシャルワーカー活用事業一実践事例集一」¹⁰で、教育委員会と学校、SSWの取り組みを次のように整理している。

【市町村教育委員会】

学校の教職員や保護者に対して、SSWの役割や活用の在り方について、継続的に広報を行うとともに、積極的に利用するよう周知を図っている。

- ② 校長会や教頭会、生徒指導担当教員等が集まる会議等において、生徒指導の現状について交流したり、SSWが助言する機会を設定したりするなど、学校とSSWが問題の発生前から連携する基盤を築いている。
- ③ 市町村のSSW活用事業運営協議会等においてエリア・スーパーバイザーを活用した研修会等を開催してSSWの専門性の向上を図るとともに、教職員や関係機関の職員を交えて関係機関の連携した対応について理解を深めている。
- ④ 問題行動等への対応に当たっては、SSWとの情報交換を緊密に行い、状況に応じて学校へ指導するとともに、児童相談所や福祉課等の関係機関への積極的な働きかけを行い、SSWの活動をサポートしている。

【学校】

- ① 校長のリーダーシップの下、生徒指導上の問題に対して学校全体で組織的に対応する体制を確立している。
- ② 全教職員がSSWの役割等を理解し、必要に応じてSSWに相談して支援を受ける体制を整えている。
- ③ SSWやSC（スクールカウンセラー）を講師として、児童生徒理解や問題行動等への対応に関する校内研修を継続的に実施している。
- ④ 問題行動等への対応に当たっては、当該児童生徒の学校生活や家庭生活の状況等について、SSWとの情報交換を緊密に行っている。

【SSW】

- ① 各学校の組織のストレンクスや課題、取組状況について理解し、当該の問題行動等への対応のキーパーソンやポイントとなるものを提示している。
- ② 学校が困っていること、教職員のニーズや考え方を理解し、共有した上で一緒に考えながらアドバイスをしている。
- ③ 問題行動等を起こす児童生徒やその保護者に対して、福祉の視点から新たな対応のポイントを提示し、当該児童生徒や保護者などへの働きかけを行っている。
- ④ 問題行動等の特質に応じたプランニングを行い、学校や関係機関との情報共有、支援の目標・役割分担を明確にしながら対応を進めている。

(2) 警察との連携

国立教育政策研究所生徒指導研究センター¹¹は、警察との連携について、「日々の連携」と「緊急時の連携」に区分して、次の表として具体例を挙げて分かり易く整理している。

日々の連携と緊急時の連携

区分	目的		具体例	
日々の連携	健全育成の推進	規範意識の醸成 自尊感情の醸成 自己指導能力の育成 危険回避能力の育成 問題行動等の未然防止 家庭教育の支援	交通安全教室、防犯教室、薬物乱用防止教室（喫煙防止、飲酒防止を含む）、非行防止教室、情報モラル教育、健全育成に関する講演会 など	
	ネットワークの構築	情報交換 連絡体制の整備（役割分担の確認、連絡先・担当者等の確認）	情報交換会、連絡協議会、問題行動対応マニュアル、関係機関等一覧表 など	
	生徒指導体制の充実	教職員の指導力の向上	関係機関等の職員を招いての研修会、ケース会議、事例検討会 など	
緊急時の連携	問題行動等発生時の対応	暴力行為等への対応 児童虐待の防止	警察、児童相談所等への連絡・相談、児童虐待の通告・相談 など	サポートチーム
	指導困難な状況への対応	計画的、専門的な指導 保護者支援	関係機関等との連携による深刻な問題への対応 など	

また緊急時の連携として、「サポートチーム」とあるが、北海道警察は、少年サポートセンター¹²を設置して多様な健全育成の活動を実施している。その概要は次のとおりである。

○街頭補導

街頭での飲酒、喫煙、深夜はいかいなどの不良行為や問題行動の段階で、少年に対し適切な助言・指導を行い、非行を防止するため、少年サポートセンターは、繁華街や公園等の少年のたまり場となりやすい場所を重点に、街頭補導活動を行っている。

○少年相談

少年サポートセンターでは、臨床心理士の資格を持った「少年心理専門官」が、カウンセリングや心理療法の技術を用いながら、少年の非行や犯罪被害、いじめや児童虐待などに関する相談を受けている。フリーダイヤル 0120-677-110 が設置されている。

○少年非行防止教室

小学校（高学年）、中学校、高等学校の児童生徒を対象に、子どもの規範意識の醸成を図るとともに、被害に遭わないための心構えや行動を身に付けさせることを目的に、非行防止教室を実施している。

【実施方法】

- 1 警察官を講師として、全校生徒又は学年一斉などの集会形式により行う講演方式
- 2 小学校高学年及び中学生を対象とし、警察官が授業支援者として、学級担任らと協力して授業を行うティームティーチング方式

【主な授業内容】

- 1 いじめに起因する暴力行為等の防止
- 2 万引きなどの初発型非行の防止
- 3 携帯電話などによる福祉犯被害などの防止
- 4 飲酒、喫煙及び薬物乱用の防止

○少年の居場所づくり（JUMPプラン）

Juvenile Make Place（「少年が居場所をつくる」という意味）「少年の居場所づくり」（通称”JUMPプラン”）は、平成16年から、家庭・学校・地域及び各関係機関・ボランティア団体と連携し、少年の様々な活動が可能な居場所づくりを推進し、他者を思いやる心や規範意識の醸成を目指している。

- ・スポーツ教室
- ・料理教室
- ・ボランティア体験
- ・環境美化活動
- ・農業体験

警察との連携は、警察を招いた「交通安全」「薬物乱用」「インターネット被害防止」等の教室や各種健全育成関連の情報を踏まえた対策に係る校内研修会の開催など、警察の持つ犯罪防止の機能を視点にした連携を積極的に行うべきである。また、この連携で知りえた情報は、個人情報として開示できない場合を除き、各家庭にも情報提供すべきものとする。

4 社会がもたらす家庭の教育力の低下

家庭の教育力の低下の認識とその理由について、北海道教育委員会の平成22年度道民意識調査¹³の結果は、約8割が家庭の教育力の低下を認識しており、その理由の多くは無理解な親の増加であるとしている。

問49 家庭の教育力の低下に関する認識

「全くその通りだと思う」と答えた人の割合が45.0%、「ある程度そう思う」が39.0%となり、8割以上の人は家庭の教育力が低下していると認識しています。

問51 家庭の教育力が低下している理由

「子どもに対して、過保護、甘やかせすぎや過干渉な親の増加」と答えた人の割合が67.8%と最も高く、次いで、「子どもに対するしつけや教育の仕方がわからない親の増加」が53.9%、「子どもに対するしつけや教育に無関心な親の増加」が51.1%、「子どもを親以外の大人（祖父母、近所の人など）とふれあわせる機会の不足」が44.3%の順になっています。

また、家庭の教育力が低下した背景として、北海道立生涯学習推進センター研究報告書

第16号¹⁴は、山梨県社会教育委員『家庭教育の支援のありかたについて』提言（平成12年7月6日）を紹介している。15年後の今も警鐘に値する提言内容である。



家庭の教育力は、一朝一夕で学校だけで回復することは困難である。しかし、学校情報をできる限り開示し、各学校が抱える教育課題の明示とその解決方策で各家庭ができることを明確に教示すること、また各校長の学校経営に資するための方略を持って、「校長室だより」などの各校長の思いを頻繁に配布するなどして、各家庭の教育力向上を図る取り組みをあきらめることなく行うことが大事である。

根本的には、未来の大人として、現在の児童生徒の道徳的心情を培う学校教育の充実が長い視点で重要になるってくる。

おわりに

本稿は、長崎県佐世保市と北海道南幌町の両女子高校生が起こした重大な事件を基にして、現代の生徒指導上の課題となっているキーワードを学習指導要領等により読み解き、各学校の生徒指導を充実するための方策を得るため整理した。各種資料を読み解いていくと、両女子高校生を取り巻く「大人・家庭の道德性の欠如」が、「最悪に至る行動のブレーキ」をかける源を培うことなく、最悪の結果を招いたと考えざるを得ない。「絶対してはいけないことはしないという」規範意識に基づく自己指導能力が、二人の女子高校生に育っていなかった。それは、二人の家庭環境に大きな原因があったのではないだろうか。二人を見守ってきた学校に大きな原因があったのだろうか。両者の原因があったことは、論を待たないことであろう。しかし、同様の家庭や学校にいながらも類似の行動にブレーキをかけ続けている児童生徒がいることも確かである。ようは、児童生徒の自尊感情に裏打ちされた自己指導能力をいかにして育成するかにかかっていると思う。

さて、厚生労働省「平成25年(2013)人口動態統計の年間推計」では、婚姻数66万件に対して離婚数23万件がみられる。この離婚の数だけ、憎しみ合いの中で育つ児童生徒がいるのである。生徒指導の中核をなす自己指導能力を育成するためには、無償の愛が保障される円満かつ安定な家庭が必要である。その環境でこそ、自己実現を目指す人格形成も可能になる。

したがって、将来に向け、将来の児童生徒の自己指導能力を育成するためには、家庭内でのいさかいを防ぎ、将来の児童生徒が円満な家庭ではぐくまれるよう、今の児童生徒に対して、結婚観や男女観、家庭観、人間観をあるべき姿として指導する必要がある。特に、中学校学習指導要領解説～道徳～に記されている「社会全体や他人のことを考えず、専ら個人の利害損得を優先させる。」世の風潮は、「大人・家庭の道德性の欠如」につながることから、この是正がなされなければ、生徒指導の実は上がらない。

そのためにも、自己指導能力と深くかかわる道徳教育における実践的な行動力等の育成を視野に入れた次期学習指導要領での道徳の特別教科化を期待するものである。

引用文献

- (1)文部科学省「中学校学習指導要領解説～総則編～」平成20年
- (2)中央教育審議会「道徳に係る教育課程の改善等について(答申)」平成26年
- (3)坂本昇一「生徒指導の機能と方法」文教書院 平成2年
- (4)文部科学省「生徒指導資料第20集『生活体験や人間関係を豊かなものとする生徒指導ーいきいきとした学校づくりの推進を通じてー』昭和63年
- (5)文部科学省 生徒指導提要 平成22年4月 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/22/04/1294538.htm
- (6)文部科学省「中学校学習指導要領解説～道徳編～」平成20年
- (7)厚生労働省「児童虐待の定義」
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/about.html
- (8)文部科学省「21文科初第777号通知 児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」
平成22年3月
- (9)文部科学省「23文科初第1707号通知「児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について」平成24年3月
- (10)北海道教育委員会「平成25年度スクールソーシャルワーカー活用事業ー実践事例集ー」
<http://www.dokyoai.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/ssa/H25SSW1.pdf>
- (11)国立教育政策研究所生徒指導研究センター「生徒指導資料第4集 学校と関係機関等との連携～学校を支える日々の連携～(平成23年3月)」http://www.nier.go.jp/shido/centerhp/4syu-kaitei/pdf/4syuu_all.pdf
- (12)北海道警察少年サポートセンター
http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/info/seian/syounen/s_center/main.html
- (13)北海道教育委員会「平成22年度道民意識調査結果」～家庭及び地域の教育力について～
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tkk/ishiki/tyousa16-2-5.htm>
- (14)北海道立生涯学習推進センター「調査研究報告書第16号～家庭の教育力向上のための行政支援の在り方～」
平成15年3月 http://manabi.pref.hokkaido.jp/manabi/m_bar1/book/ken16/top.html